

指名停止等の運用状況一覧表

(期間：令和8年4月～)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
1	株式会社パルトゥー	徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外 17-1	令和8年4月2日から令和8年5月1日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>株式会社パルトゥーの従業員は、令和7年9月19日、徳島簡易裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑を科され、同年10月7日に刑が確定した。</p> <p>このことにより、令和7年12月26日に徳島県知事から同法に基づく行政処分(産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し)を受けた。</p> <p>上記のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>